

総務常任委員会

平成30年9月14日(金)

総務常任委員会

定例会名 平成30年第3回定例会
招集日時 平成30年9月14日(金) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 8名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 中根利兵衛
" 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計管理者 山越惠美子
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生
人事課長 二野屏公司
管財課長 山岡勉

契約検査課長	神宮寺 昌 志
税 務 課 長	木 村 光 裕
収 納 課 長	山 岡 三千男
市民部次長兼交通防災課長	植 田 裕
交通防災課参事	松 崎 弘 臣
市民活動課長	糸 賀 珠 絵
総合窓口課長	大 里 真 紀
システム管理課長	中 島 政 順
監査委員事務局長	大和田 伸 一
庶務議事課長	野 島 貴 夫

議会事務局出席者

書	記	飯 島 美 博
書	記	田 上 洋 子

平成30年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | |
|---------|---|
| 議案第 49号 | 牛久市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 51号 | 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 請願第 1号 | 公共交通空白地有償運送事業者等に対する茨城県の支援の拡充についての意見書の提出を求める請願書 |

午前10時00分開会

○杉森委員長 おはようございます。

まだ2分前ではございますが、全員そろっていただきましたので、ただいまより総務常任委員会を開会したいと思います。

初めに、執行部より議案第51号に対する資料の配付の申し出があり、これを許可し机上にお配りしました。

それでは、ただいまから始めていきたいと思いますが、本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として飯島君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 49号 牛久市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 51号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

請願第 1号 公共交通空白地有償運送事業者等に対する茨城県の支援の拡充についての
意見書の提出を求める請願書

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第49号牛久市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第49号についての提案者の説明を求めます。総務課長。

○吉田総務課長 総務課、吉田です。よろしくお願いたします。

牛久市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例は、公職選挙法の改正に伴いまして、平成31年3月1日から都道府県議会議員選挙及び市議会議員選挙においてもビラの頒布が可能となるため、牛久市長選挙と同様に牛久市議会議員選挙においてもビラの作成費用を公費で負担できるようにする改正及び公職選挙法施行令の規程を踏まえ、公費負担の額について改正するものです。

以上でございます。

○杉森委員長 これより、議案第49号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、数点質問したいと思います。

今回の公職選挙法の改正によりまして、この条例が改正されるということなのですが、牛久市の場合どういう点が改正されるのか、大まかなところをお願いいたします。

それと、ビラの作成費用について、7円30銭が7円51銭ということで金額が上がっております。そうしますと、これを超えてはいけないのかどうか、その限度ということに理解するものなのですが、その辺をお願いいたします。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 変わった点といいますと、そもそも市議会議員選挙についてはビラを頒布することができませんでしたので、ビラを市議会議員選挙においてもビラが頒布できるようになるということで、既に牛久市長の選挙においてはビラの頒布が可能となっておりますので、牛久市長の選挙と同様の形でビラが牛久市議会議員選挙においてもビラの頒布が可能になるということでございます。

それと、金額については、あくまでも公費負担できる上限が7円51銭ということでございまして、実際の額ではなく、公費負担の額の上限が7円51銭ということでございます。

以上です。

○杉森委員長 副委員長。

○遠藤副委員長 枚数のことなのですが、枚数とそれから頒布方法ですね、それと期間、その辺をもう一度確認したいと思います。

あと、ビラを作成するに当たって、これは1種類だけなのか、他もなければ2種類作成も可能なのか、その辺も伺います。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 枚数は法律で決まっております、候補者1人当たり4,000枚が上限となります。頒布方法につきましては4つに限定されておまして、1つは新聞折り込み、もう1つが選挙事務所内での頒布、それと個人演説会場内での頒布、それと街頭演説場所での頒布、この4つに限定されております。期間は、当然、選挙運動期間ということになります。種類については2種類が限度となっております。

以上です。

○杉森委員長 そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 ないようですので、以上で議案第49号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第51号についての提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課、柳田です。よろしくお願いたします。

議案第51号のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明させていただきます。

議案書12、13ページをごらんいただきたいと思います。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費目7企画費0109市民満足度調査の要望に応える事業です。平成29年度に実施いたしました市民満足度調査の結果を受け、充実希望上位の施策の中で、来年度以降に補助金が見込めず年度内に事業が完了できるものを庁内で検討しまして、市道の改良、防犯カメラの設置、空き家対策の3事業についての補正予算になります。

事業内容といたしましては、配付させていただきました図面のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、市道の改良で市道789号線、こちらは東洋大附属牛久高校南側交差点の東側の部分になります。こちらの道路改修ですね。

そして、次の図面になります。次の改修部分が市道6号線、女化神社の前の道路になります。こちらの部分の改修になります。

3枚目の図面をごらんいただきたいと思います。ここから、防犯カメラの設置場所になります。

まず、こちらは南五丁目付近ということで、向台小入り口に当たる交差点になりまして、この赤丸がついているところ2カ所に設置したいと思います。

続きまして、1枚めくっていただいて、南七丁目付近の交差点になります。こちら赤丸のところ1カ所の設置です。

次の図面は、堺町一丁目付近の図面になっております。そちらの赤丸のところ、国道408号線の交差点なんですけど、こちら2カ所。

そして、最後にひたち野東三丁目付近、こちら赤丸のところ、運動公園の北側の交差点になります。こちらが1カ所。合計6カ所の防犯カメラを設置したいと考えております。

それと、空き家対策につきましては、空き家の啓発チラシを作成いたしまして、固定資産税の納税通知書に同封して呼びかけを行うものでございます。

この3事業のほかに、事業費はかからないので補正予算は計上してございませんけれども、牛久運動公園のテニスコートを12月から3月の間の夜間の利用を開始するように計画しております。

以上です。

○杉森委員長 財政課長。

○山崎財政課長 財政課、山崎です。よろしく申し上げます。

それでは、議案書8ページ、9ページをごらんください。

歳入の下から3段目になります。款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、こちらは今回の補正予算の調製を行った結果、余剰金を財政調整基金へ繰り戻すものとなります。

その下の款19繰越金項1繰越金目1繰越金、こちらにつきましては平成29年度決算確定に伴いまして、実質収支部分を追加計上するものです。

続きまして、次のページ、10ページ、11ページをごらんください。

款21市債項1市債目4土木債、都市計画債で、こちらは牛久運動公園駐車場整備事業債、こちらは平成29年度国の補正予算の採択に伴いまして、平成29年度3月補正予算にて計上した

ものを前倒しで実施しましたので、今回、当初予算である歳出事業費、その財源である国庫支出金と起債、全額減額するものです。その下の目5消防債、こちらは新規計上になります。被災者生活再建システム共同整備事業債、こちらは罹災証明を出すシステムです。J-アラート新型受信機導入事業債、こちら合わせて450万の増、新規計上となります。その下の6教育債の中学校債、中学校施設整備事業債、こちらは牛久第一中学校の体育館の解体工事と牛久南中の大規模改修工事2期工事分、こちらも先ほどの運動公園の駐車場と同じように国の補正予算、昨年度の採択になりましたので、起債を全額減額するものです。その下にあります節2幼稚園債、こちらは旧第一幼稚園の園舎解体の事業債ということで、こちらは新規歳出に基づいて新規計上になります。

続きまして、次のページ、12、13ページになります。

歳出の上段になります款2総務費項1総務管理費目16財政調整基金費、こちらは財政調整基金積立金となります。平成29年度の決算確定に伴いまして、一般会計の実質収支額の2分の1相当額を地方財政法第7条第1項の規定に基づき積み立てるものです。

続きまして、次のページの14、15ページ。

一番下の段になります款13諸支出金項2土地開発基金費目1土地開発基金費、こちらは平成29年度に売却しました牛久市役所正面玄関前のボランティア活動拠点と市道23号線城中田宮線の市場の交差点付近にある街路用地の残地を処分した売却差益分等を計上しております。

以上でございます。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 交通防災課、植田です。

交通防災課所管の補正の説明をさせていただきます。

補正予算書12ページ、13ページをごらんください。

一番下の款9消防費項1消防費目4防災対策費0102災害に備える施設設備を維持管理する309万9,000円ですが、こちらは先ほど財政課長からもお話がありましたが、県が実施主体となりまして、被災者生活再建支援システムという共同のシステムを導入する負担金となります。

以上です。

○杉森委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課所管の補正につきまして、御説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

下から3段目、繰入金、基金繰入金のふるさと基金繰入金、金額は1億円でございます。こちらの内容につきまして御説明させていただきます。

こちらの内容の詳細につきましては、平成24年度に猪子行政区の区民会館建設資金といたしまして1億円のふるさと寄附を受けました。その後、行政区の計画がまとまりまして、平成29年度に市から建設補助金として全額を交付いたしまして区民会館を建設いたしました。この補助金の財源といたしまして、ふるさと基金から一般会計へ1億円を繰り入れするわけですが、29

年3月の決算見込みにおきまして実質収支が多くなることが想定されたために、平成30年度の財源として活用することといたしまして、今回の繰り入れの補正予算を計上するものです。

以上でございます。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 システム管理課、中島です。よろしく申し上げます。

システム管理課所管の補正予算について説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正、電算OCR帳票印刷ブッキング等業務委託910万4,000円は、税金などの納付書を印刷して製本し、封入、封緘する業務委託になります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。尾野委員。

○尾野委員 13ページの市民満足度調査の要望に応えるということで資料をいただきました。詳しく御説明いただいたんですけども、1点だけお願いいたします。

この市道789号線と、それから市道6号線の工事というのは、いつごろから始まって、大体どのようなスケジュールで行われる予定なのか、その点について1点お伺いしたいと思います。

それから2点目に、同じく13ページ、災害に備える施設設備を維持管理するということで、県の被災者生活再建支援システムが導入されていくということなんですけれども、このシステムの導入のメリットについてお願いします。それから、いつごろから運用がなされるのかということと、あと運用費ですね。これは年間60万円ということを少し聞いたんですが、こういうお金、毎年、運用のためにかかると思うんですけども、これは市の負担になっていくのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市民満足度調査の事業なんですけど、市道の改良工事につきましては、補正予算を認めていただいて成立した後、直ちに準備に取りかかりまして年度内の完成をするように行っていきたいと思っております。

以上です。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 尾野委員の御質問にお答えいたします。

まず、メリットなんですけれども、罹災した家屋の調査票を人の手でチェックするんですけども、それをスキャナーで読み込んでデータ化してデータベース化を図るといような、これまでもよりも判定が簡単になるという形ですね。それと、県内43市町村で導入するというので同じシステムを導入いたしますので、他の市町村で災害が起こっても容易に助け合いができるという形ですね。同じシステムなので操作は変わらないということで、そういう研修等が不要ということでメリットがあります。

それと、運用の時期なんですけれども、平成31年4月運用開始の予定です。

それと、維持管理費なんですけれども、年間60万2,000円ということで管理費がかかるような予定になっております。

以上です。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 1点だけお願いします。

そうすると、年間60万2,000円が毎年かかる、これは市の負担になりますか。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 済みません、漏れました。

今、現時点では、市町村だけでなく県も負担していただくということになっております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。副委員長。

○遠藤副委員長 今、尾野委員からもあったんですけれども、市民満足度調査の要望に応えるということでは、今回このように予算の中でそういうふうに年度内に完成を目指すというのは住民の皆さんにとっては安心を与えるものだと思いますが、今まで、今回これだけの防犯カメラ等になった中で緊急性を要するということだと思んですが、どのような観点ですかね。特に緊急だということの判断はどういうふうにされたのかということ伺いたしたいと思います。

それと、10ページ、11ページの旧第一幼稚園の事業債なんですけれども、ここで今、事業債は2,480万円ということなんです、実際に歳出のほうでは2,700万円の計上ということで、この辺の財源の確保ですね、その辺をもう一度伺いたしたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 ただいまの遠藤副委員長の御質問にお答えいたします。

今回の市民満足度調査の要望に応える事業なんですけれども、まず緊急という部分も意味合いとしてはあるんですけれども、市民満足度調査でもっと充実してほしいという上位にきている事業の中で選定しております、もちろん市道の改良などについては地元からの要望もございました、その中で年度内のできるものということで選定いたしました。

以上でございます。

○杉森委員長 財政課長。

○山崎財政課長 旧第一幼稚園の財源について御説明します。

こちらは、2,700万円のうち園舎の本体の解体撤去が2,618万5,000円です。その差81万5,000円がエアコン等の備品の解体に要する経費となっております。起債の対象となりますのは本体工事ですので、先ほど2,618万5,000円、起債の充当率は95%ということで起債額が2,480万円という形になっております。

以上でございます。

○杉森委員長 副委員長。

○遠藤副委員長 市民満足度調査の中で一番上位にあるというのが、やはり暗いというか、そう

いうところが多く出ているという、市内が暗いというところでは、そういう中でかなりLED化によって明るくはなっています。

それと、防犯カメラを今回6カ所に設置するというので、この防犯カメラの解像度というのは今までと同様のものなのか、今だんだんいろんな、解像度なども上がっているものが出ていると思いますが、この辺どういようなものを予定されているのかというところをお願いいたします。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 お答えします。

解像度につきましては、これまで導入してきたものと同じで200万画素を超えているようなものになります。

防犯灯につきましては、8月末で行政区からの要望を受けまして、それを今精査して今度、工事発注するところですので。今回、約160基ぐらいの工事を予定しております。

以上です。

○杉森委員長 防犯カメラは……（「お答えいただきました」の声あり）いいですか、説明は結構です。

そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 ないようですので、以上で第51号についての質疑及び意見を終了いたします。

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第49号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、請願第1号公共交通空白地有償運送事業者等に対する茨城県の支援の拡充についての意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第1号について、意見のある方は御発言願います。ありませんか。副委員長。

○遠藤副委員長 公共交通につきましては一般質問でも出ておりますし、特に空白地の有償運送につきましては、多くの方からさまざまな意見なども私どももいただいております。ぜひ、茨城

県の支援の拡充についてのこの意見書提出に賛成をいたします。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で請願第1号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。賛成、反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、請願第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、付託されました案件審査は全て終了いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時34分閉会